

<住宅ローン「復興」>商品概要説明書

2025 年 4 月 1 日現在

1. 商品名	住宅ローン「復興」
2. ご利用いただける方	・ 満20歳以上満65歳未満で最終返済時年齢が満80歳以下の方。 ・ 会社員、公務員の場合は勤続年数2年以上の方。 ・ 法人役員の場合は勤続年数2年以上、自営業者の場合は営業年数2年以上の方。 ・ 安定継続した収入があるものとし、年収の基準は次のとおりとします。 ◆ 給与所得者 前年度税込収入を基準とします。 (契約社員・派遣社員・委託社員・パート社員は融資対象外となります。) ◆ 自営業者(給与所得者以外のもの) 過去2年間の各年度の年間所得を基準とします。 ◆ 法人役員 前年度税込収入を基準とします。 ◆ 年金受給者 勤続年数の定めに係わらず、融資期間中の継続的な年金受給が確定している場合、年間所得を基準とします。 ・ 当金庫の営業区域内に住所または居所を有する方、もしくは、当金庫の営業区域内に勤務されている個人および個人事業主で、当金庫会員または会員の資格を有する方。 ・ 当金庫の融資審査基準を満たし返済が確実であると見込まれる方。
3. 資金使途	・ 新築住宅・中古住宅購入資金。(土地付も可。) ・ 土地のみ購入資金。 ・ 住宅の新築資金。 ・ 増改築・リフォーム資金。 ・ 他行住宅ローンの借換資金。 ・ 上記に伴う付帯費用。(登記費用・取扱手数料・火災保険・収入印紙代等。)
4. ご融資金額	・ 50 万円以上 5,000 万円以内。(1万円単位。) - ただし、500 万円以内は「無担保扱い」を可とします。
5. ご利用期間	・ 原則として 35 年以内。
6. ご融資利率	・ 当金庫所定利率（金融情勢の変化等により金利を見直す場合があります。） 【変動金利】 全期間変動金利とします。お借入後の利率は当金庫所定の基準金利の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。見直し時期は毎年 4 月 1 日と 10 月 1 日（休日の場合は翌営業日）を基準日として年 2 回行います。見直し後の新利率は毎年 5 月および 11 月の約定返済日の翌日から適用いたします。 なお、実行日より 10 年間(実行応答日が属する年度末「3 月 31 日」)に限り金利の上限を当初融資利率とします。
7. ご返済方法	・ 元利金均等返済 ◆ 割賦見直し期間は5年とします。 ・ 元金均等返済 ◆ 融資期間5年以内は「元金均等払い」のみの取扱いとします。 ・ 元利均等・元金均等ともにボーナス併用可 ◆ ボーナス併用の場合、貸付金額の50%以内

8. 保証人・担保	・ 連帯保証人 1 名以上。 ・ 不動産(土地・建物)に対して、当金庫が原則第 1 順位の抵当権を設定させていただきます。 ・ 年収合算者および担保提供者は連帯保証人、もしくは連帯債務者となります。 ・ 同一敷地内に別の建物がある場合は、すべての建物を担保徴求します。 ・ 登記費用はお客様のご負担となります。																					
9. 手数料等	・ 住宅ローンご融資に伴い、下記取扱手数料をお支払いいただきます。 <table><tr><td>◆ 住宅ローン新規取扱手数料</td><td>1,000 万円以下</td><td>55,000 円</td></tr><tr><td></td><td>1,000 万円超</td><td>110,000 円</td></tr><tr><td>◆ 被災者特例取扱手数料</td><td>1,000 万円以下</td><td>27,500 円</td></tr><tr><td></td><td>1,000 万円超</td><td>55,000 円</td></tr></table> ※「罹災証明書」が必要となります。 <table><tr><td>◆ 繰上償還手数料</td><td></td><td></td></tr><tr><td>一部繰上償還 / 全額繰上償還</td><td></td><td>5,500 円</td></tr><tr><td>◆ 条件変更手数料</td><td></td><td>5,500 円</td></tr></table>	◆ 住宅ローン新規取扱手数料	1,000 万円以下	55,000 円		1,000 万円超	110,000 円	◆ 被災者特例取扱手数料	1,000 万円以下	27,500 円		1,000 万円超	55,000 円	◆ 繰上償還手数料			一部繰上償還 / 全額繰上償還		5,500 円	◆ 条件変更手数料		5,500 円
◆ 住宅ローン新規取扱手数料	1,000 万円以下	55,000 円																				
	1,000 万円超	110,000 円																				
◆ 被災者特例取扱手数料	1,000 万円以下	27,500 円																				
	1,000 万円超	55,000 円																				
◆ 繰上償還手数料																						
一部繰上償還 / 全額繰上償還		5,500 円																				
◆ 条件変更手数料		5,500 円																				
10. 団体信用生命保険	・ 原則として、団体信用生命保険に加入いただきます。なお、加入不可でもお取扱いいたします。(保険料は当金庫が支払います。) ・ 団体信用生命保険に 3 大疾病特約および就業不能特約を追加することができます。 ① 3大疾病団体信用生命保険加入の場合 金利に 0.2% 上乗せ ② 就業不能団体信用生命保険加入の場合 金利に 0.3% 上乗せ ※ 新規ご加入時年齢は満 18 歳以上 51 歳未満 ※ 継続ご加入年齢上限は満 75 歳に達した年の 12 月 31 日 ※ 3大疾病もしくは就業不能により所定のお支払事由に該当された場合は、本ローンの返済が不要となります。																					
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部(9 時～17 時、電話:0193-62-2400)にお申し出下さい。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所(9 時～17 時、電話:03-3517-5825)にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)—もあります。詳しくは、東京三																					

	弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお 問合わせください。
12. その他	・ お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。 ・ 現在のご融資利率／ご返済の試算についてはお問合わせ下さい。